

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に係る
国民健康保険税の減免に関するQ & A

【羽幌町財務課税務係 R2. 6. 28現在】

1	全般	問	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少とは、どのような場合を差しますか。
		答	新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための影響を差すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルスの影響では無いことが明らかな場合（懲戒解雇や前年中の離転職、自発的失業など）以外は該当となります。
2	全般	問	「事業収入等」とは、どういった収入が含まれますか。株の取引による収入は含まれますか。
		答	<u>事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少とされており、株の取引による収入は含みません。</u>
3	全般	問	「事業収入等の減少について3割以上減少の見込み」と判断して保険税を減免し、結果的に3割以上減少しなかった場合はどうなりますか。
		答	被保険者に対する迅速な支援の観点から、事業収入等の減少について見込みで判断するものです。結果的に収入の減少が10分の3以下であったとしても、減免取消とはなりません。 <u>ただし、虚偽の申告による減免が判明した場合は、減免取消となります。</u>
4	全般	問	「保険税の納付前に減免の申請が出来なかった止むを得ない理由があると認める場合には、遡って減免を行うことも考えられる」とありますが、「止むを得ない理由」とはどのような場合ですか。
		答	申請受付開始前に課税された保険税がある場合や、入院中や葬祭、申請時点まで収入減少の見込みが立たなかったためなどが挙げられます。
5	全般	問	事業収入等の減収額の見込みでの判断については、「申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てるなど、一定の合理性を担保しつつ判断する。」となっていますが、見込額の具体的な算定方法はどのように考えますか。
		答	例えば、判明している事業収入等の額を月数で除して、12を乗ずることにより年額相当に換算する方法などが考えられます。

6	全般	問	「事業収入等のいずれかの減少額」とあるが、減少額の算出方法は令和元年の当該事業収入等と令和2年の事業収入等の差額のことを指しているのですか。
		答	<p>そのとおりです。減少額は、令和2年の事業収入等の見込額を令和元年の事業収入等金額から差し引いて算出します。</p> <p>例) 令和元年の事業収入額 500万円、令和2年の事業収入見込額 300万円の場合</p> $500\text{万円} - 300\text{万円} = 200\text{万円 (減少額)}$ $200\text{万円} / 500\text{万円} = 0.4$ <p>となるので、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の減少が見込まれます。</p>
7	全般	問	表1の計算式でBやCの前年所得が0円やマイナスだった場合、計算上で減免額は0（算出されない）となりますが、いずれの場合も減少する所得がないので減免対象外ということですか。
		答	<p>減免対象外です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免は、収入が減少した被保険者等に係る減免措置であり、所得に応じた保険税が払えないことに対する措置のためです。</p>
8	全般	問	減免対象保険税が法定軽減（7・5・2割軽減）の対象となっている場合でも減免の対象となりますか。
		答	賦課額に対しての減免措置であるため、法定軽減後の額を用いることになります。
9	全般	問	既に別の要綱等で定める減免（所得の激減による減免等）が別途適用されている場合、この減免後の保険税額を基としてコロナに係る減免額を算定し適用するのですか。
		答	減免適用前の保険税額を基として、コロナに係る減免額を算定します。複数の減免措置の対象となる場合、申請者に有利な方の減免制度を適用することができます。
10	全般	問	「主たる生計維持者」には、擬制世帯主を含みますか。
		答	住民票上の世帯主を指しており、擬制世帯主を含みます。

11	全般	問	「保険金、損害賠償等による補填されるべき金額」とは、具体的に何を指すのですか。
		答	<p>所得税法施行令第94条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の記載を参照してください。</p> <p>※所得税法施行令第94条には、 「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。」とあり、 一部抜粋となりますが、次に掲げるものとして、「当該業務に係るたな卸資産、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの」「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」を指します。</p>
12	全般	問	主たる生計維持者に複数の事業収入等がある場合、減少見込みの収入が主となる収入ではなかったとしても対象となるということが良いですか。
		答	要件で主となる収入に係る減少額とは限定していませんので、複数の事業収入等の収入金額がある場合は、いずれかの収入の減少額が前年の当該収入の10分の3以上となれば、減免措置の対象となります。
13	全般	問	「国や都道府県から支給される各種給付金（特別給付金や持続化給付金）については、事業収入等の計算に含めない」とありますが、当該給付金等に市町村で独自に上乘せしている給付金も同様に含めないという解釈でよろしいですか。
		答	市町村からの給付金についても、事業収入の計算には含めません。
14	全般	問	非自発的失業者に該当することで適用される軽減より、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の方が大きい場合でも、給与収入減少に伴う減免は行わないのですか。
		答	そのとおりです。雇用保険の取扱いが優先となり、給与収入減少に伴う減免は行いません。
15	全般	問	非自発的失業とは、具体的にどのようなものですか。
		答	<p>特例対象被保険者（非自発的失業者）は、雇用保険受給者資格証の「理由」欄のコードが、「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかに該当し、かつ離職時点で65歳未満の者を指します。</p> <p>上記の非自発的失業者に該当しない失業の場合、雇用保険受給資格者証の確認や、雇用保険の加入有無を確認することが考えられます。</p>

16	全般	問	<p>季節労働者で、新型コロナウイルスの影響で雇用されなかったため、今年の収入が減少(又は0円となる見込み)した場合、減免の対象となりますか。</p> <p>また、対象となる場合、非自発的失業者に該当しない失業の場合、減免の割合は全額免除に該当するのですか。</p>
		答	<p>季節労働者が世帯の主たる生計維持者で、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少し、基準を満たす場合は減免の対象となります。</p> <p>また、減免の対象となり、非自発的失業者に該当しない場合は、減免の割合は全部(10分の10)となります。</p>
17	全般	問	<p>前年の所得額について、譲渡所得の取扱いは控除後の額を適用するのですか、控除前の額を適用するのですか。</p> <p>また、損失があった場合は、純損失を適用して良いですか。</p> <p>算定は税法上の「合計所得金額」に基づくのですか、「総所得金額等」に基づくのですか。</p>
		答	<p>【要件】3の所得、【表1】Bの所得については、譲渡所得については控除前、純損失は適用前となります。</p> <p>【要件】2の合計所得金額、【表1】Cの合計所得金額については、譲渡所得については控除後、純損失は適用後となり、税法上の「総所得金額等」から特別控除額を差し引いた額が合計所得金額となります。</p>
18	全般	問	<p>年度途中で世帯員の増減や所得更正があり、令和2年2月1日以降の納期限が設定された期別賦課額が増加又は減少した場合、減免対象となる令和元年度保険税についての扱いはどうなるのですか。</p>
		答	<p>更正後の保険税に基づいて、減免額を算定します。</p>
19	全般	問	<p>年度途中の加入や脱退により被保険者数に増減がある場合、加入者人数ごとの期間に分けて算定する必要があるのですか。</p> <p>(例：所得0円により減免対象外の世帯に、所得がある被保険者が令和2年10月から加入し、減免可能世帯となる場合、前半の半年間は減免対象外、後半の半年間は減免対象として良いですか。)</p>
		答	<p>そのとおりです。</p>
20	事例	問	<p>夫婦2人世帯で、いずれも国保被保険者です。</p> <p>世帯の主たる生計維持者である夫が、新型コロナウイルス感染症により令和2年5月に死亡しました。</p> <p>夫が死亡した後は、妻に新たに保険税が課税されますが、その保険税は減免の対象となりますか。</p>
		答	<p>「主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯」は「全額」となっており、世帯主変更後も世帯構成が変わらない場合、対象期間の全部を免除となります。</p> <p>なお、世帯主変更後に新たな転入者により世帯構成が変更された場合は、その世帯の収入について新型コロナウイルス感染症の影響の有無を確認し、減免の適用有無を判断することが考えられます。</p>

21	事例	問	住民票上の世帯主Aが世帯の主たる生計維持者ではなく、国保被保険者Bの収入により生計を維持しています。Bが減免基準の要件に該当し、Bを国保上の世帯主とする変更の手続きを行った場合、減免の対象となる国保税は、世帯主変更後の月数分とするのか、又は、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期が設定されているものが減免の対象となるのですか。
		答	令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが減免対象となります。
22	事例	問	世帯の主たる生計維持者が、令和元～令和2年3月は給与収入でしたが、令和2年4月は事業収入となりました。 給与収入は、令和元年と比較すると3割以上減少見込みですが、令和元年確定収入合計額と令和2年の給与収入と事業収入の見込収入合計額を比較すると減少見込みではなく同額程度です。 この場合は、減免対象となりますか。
		答	減免の対象となります。 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、【要件】1から3までの全てに該当する世帯が、減免の対象となる世帯です。【要件】1は事業収入等の「いずれか」の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、となっています。 見込収入合計額が同額となる、若しくは令和元年より収入額が増える等、減少が見込まれない場合であっても、「いずれか」の収入が10分の3以上減少見込みである場合は、減免の対象となります。
23	事例	問	主たる生計維持者に事業収入、不動産収入等複数の収入があります。 事業収入については、令和元年と比較すると3割以上減少見込みですが、不動産収入は令和元年より増収見込みです。 このため、令和元年確定収入合計額と令和2年の見込収入合計額を比較すると、①令和2年の見込収入額が令和元年の収入額より高い見込みです。 この場合は、減免【要件】1の対象となりますか。 また、同様の条件で、②令和2年度の見込収入額が令和元年の収入額より低い場合は、減免【要件】1の対象となりますか。
		答	①②ともに減免【要件】1の対象となります。 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、【要件】1から3までの全てに該当する世帯が、減免の対象となる世帯です。【要件】1は事業収入等の「いずれか」の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、となっています。 ①②ともに、見込収入合計額の減少が見込まれない場合であっても、「いずれか」の収入が10分の3以上減少見込みである場合は、減免の対象となります。
24	事例	問	見込収入の計算について、2カ所以上からの給与収入がある場合、合計して見込収入を計算するのか、又は、1カ所ずつ個別に見込収入を計算するのですか。
		答	2カ所以上の給与収入がある場合、合算して見込収入を計算します。給与収入以外の、事業収入、不動産収入、山林収入も同様の取扱いです。